

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

令和2年5月29日

京都市長 門川 大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人新たな崇仁まちづくりの会

### (2) 代表者名

森本 弘義

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区土手町通七条上る納屋町4 1 4番地

### (4) 定款に記載された目的

本法人は、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「京都芸大」という。）とともに崇仁地区のまちの再生を図るため、まちづくりの主人公である「住民」の総意形成に基づいたまちづくりを主体的に企画し、住民と行政に施策として提言し、京都芸大と連携したまちづくり事業を推進することを目的とする。このまちづくり事業と併せ、地域住民の生活と人権を守る取組を、周辺の多く住民や研究機関等との協働の取組として推進し、京都における住民主体のまちづくりを牽引することを目的とする。

## 2 申請年月日

令和2年5月18日

(文化市民局地域自治推進室)